

○神山町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例

昭和48年3月30日

条例第1号

改正 平成6年9月30日条例第13号
平成7年3月20日条例第7号
平成9年6月27日条例第20号
平成12年3月23日条例第31号
平成13年3月21日条例第12号
平成14年10月1日条例第22号
平成16年3月19日条例第4号
平成18年6月27日条例第15号
平成19年11月22日条例第12号
平成21年3月9日条例第1号
平成24年9月24日条例第24号
平成25年3月21日条例第9号
平成27年9月18日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部をその保護者に助成することによりその疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。

3 この条例において「医療に関する給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいう。

4 この条例において「医療保険各法」とは、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）その他規則で定める法令をいう。

5 この条例において「小児特定疾患医療給付」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定に基づき、国又は地方公共団体が負担する育成医療その他規則で定める医療に関する給付をいう。

6 この条例において「勤労者」とは、別に規則で定める。

（助成を受ける資格）

第3条 次条第1項に規定する子どもはぐくみ医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる資格を具備していなければならない。

(1) 神山町の区域内に住所を有し、医療保険各法の規定による被保険者又はその被扶養者である子ども（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する子どもを除く。以下「対象子ども」という。）の保護者であること。

（子どもはぐくみ医療費の助成）

第4条 神山町は、対象子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付に要する費用のうち、医療保険各法の規定により助成対象者が負担することになる費用から、各法の規定による附加給付金等及び規則で定める額を控除した額を規則で定める手続に従い、助成対象者に対し、子どもはぐくみ医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について小児特定疾患医療給付等国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、当該医療費に関する給付が行われた限度において、子どもはぐくみ医療費は支給しない。

2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の例により、算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

（支給の方法）

第5条 神山町は、対象子どもが健保法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関、保険薬局その他の規則で定める病院、診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、子どもはぐくみ医療費として助成すべき額の限度において、助成対象者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、助成対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、助成対象者に対し、子どもはぐくみ医療費の支給があったものとみなす。

3 神山町は、第1項の規定により、保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関す

る事務を、徳島県国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

(損害賠償と調整)

第6条 町長は、助成対象者が当該対象子どもに係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価格の限度において、子どもはぐくみ医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した子どもはぐくみ医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(子どもはぐくみ医療費の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正の手段により子どもはぐくみ医療費の支給を受けた者に対し、当該子どもはぐくみ医療費に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 子どもはぐくみ医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年条例第13号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成7年条例第7号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第20号)

この条例は、平成9年9月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第31号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年条例第12号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第22号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第4号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第15号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の神山町乳幼児等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の神山町乳幼児等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第24号）

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第20号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○神山町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例施行規則

平成4年12月25日

規則第21号

改正 平成6年8月1日規則第7号
平成6年9月30日規則第9号
平成7年3月22日規則第5号
平成7年6月30日規則第11号
平成8年7月31日規則第11号
平成9年7月25日規則第8号
平成10年6月29日規則第12号
平成13年3月21日規則第9号
平成15年3月25日規則第16号
平成18年9月25日規則第27号
平成19年11月22日規則第22号
平成21年3月9日規則第2号
平成21年10月2日規則第18号
平成24年9月24日規則第17号
平成27年9月24日規則第19号
平成28年5月23日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、神山町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例（昭和48年神山町条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第4項の規則で定める法令）

第2条 条例第2条第4項に規定する規則で定める法令とは、次に掲げる法律とする。

- (1) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（条例第2条第5項の規則で定める医療）

第3条 条例第2条第5項に規定する規則で定める医療とは、次の各号に掲げる医療とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条第2項に規定する療育医療
- (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項に規定する養育医療
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5による小児慢性特定疾患治療研究事業
- (4) 昭和48年4月17日衛発第242号による特定疾患治療研究事業
- (5) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）に規定する災害共済給付
- (6) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条及び第25条に規定する地方公共団体の援助及び国の補助
(条例第4条第1項に規定する額)

第4条 条例第4条第1項に規定する額は、病院若しくは診療所等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護診療費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 入院に係る医療費 0円
- (2) 通院に係る医療費 0円

(条例第2条第6項の規則で定める「勤労者」)

第4条の2 条例第2条第6項に定める勤労者とは、賃金、給料その他これらに準ずる収入によって生活する者をいう。ただし、次の各号に掲げる勤労者は除外する。

- (1) 医療保険各法の規定による被保険者の被扶養者の認定のある者
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者の世帯に属する被保険者にあつては、神山町国民健康保険税条例（昭和33年条例第3号）第3条に規定された所得割の算定における賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が65万円を超えない者
- (3) (2)以外で、被保険者の世帯に属する被保険者の規定のある者は、加入日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が65万円を超えない者
- (4) 上記のほか、災害等特別な事情により条例第2条の「勤労者」には該当しないと認める者

(子どもはぐくみ医療費受給者証の交付の申請)

第5条 子どもはぐくみ医療費受給者証の交付を受けようとする者は、あらかじめ子どもは

ぐくみ医療費受給者証交付申請書(様式第1号)に町長が必要とする書類を添付して町長に提出するものとする。

- 2 子どもはぐくみ医療費受給者証の交付の申請を行った者は、町長が所得額に関する書類等の提出を必要と認める場合には、速やかに当該書類を町長に提出しなければならない。

(子どもはぐくみ医療費受給者証の交付)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請を行った者が助成対象者であることを確認したときは、当該申請を行った者に対して、子どもはぐくみ医療費受給者証(様式第2号。以下「受給者証」という。)を交付しなければならない。

- 2 前項の規定により交付された受給者証の有効期間は、交付の日から直近の8月31日までとする。ただし、対象子どもが、18歳に達する日以後の最初の3月31日をこえることはできない。
- 3 受給者証の有効期間を更新しようとする者は、7月1日から同月31日までの間に、受給者証交付申請書(様式第1号)に神山町長が必要とする書類を添付して神山町長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定により受給者証の有効期間の更新がなされた場合における受給者証の有効期間は、従前の受給者証の有効期間の満了の日の翌日から1年とする。ただし、対象子どもが、18歳に達する日以後の最初の3月31日をこえることはできない。
- 5 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、受給者証の交付を受けた後、条例第3条第1項に規定する資格を失ったときは、直ちに受給者証を町長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付の申請)

第7条 受給者は、受給者証を破り、よごし、又は失ったときは、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出して、その再交付を受けることができる。

- (1) 受給者の氏名及び生年月日
 - (2) 対象子どもの氏名及び生年月日
 - (3) 再交付申請の理由
 - (4) 受給者証の番号
- 2 前項の申請が受給者証を破り、又はよごしたことによるものであるときは、同項の申請書に当該受給者証を添えなければならない。
 - 3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちにこれを町長に返還しなければならない。

(受給者証の変更届)

第8条 受給者は、次に掲げる事項について変更が生じた場合には、14日以内に、変更の事項を明らかにした届書に受給者証を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 受給者の氏名
- (2) 対象子どもの氏名
- (3) 住所
- (4) 加入社会保険名

2 町長は、前項の届出があったときは、当該受給者証の記載事項を訂正して速やかに受給者に返還しなければならない。

(受療の手続)

第9条 受給者は、医療を受けようとする際、条例第4条の規定によらない場合は、保険医療機関等に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 被保険者証又は組合員証
- (2) 受給者証

(受給者証の返還)

第10条 保険医療機関等は、受給者に係る対象子どもについて診療を担当しなくなったときその他正当な理由により当該受給者から受給者証の返還を求められたときは、当該受給者にこれを返還しなければならない。

(支払の特例)

第11条 町長は、対象子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該助成対象者に対し、子どもはぐくみ医療費を支給するものとする。

- (1) 徳島県の区域外の医療機関において療養を受けた場合
- (2) 医療保険各法の規定による入院時食事療養費及び療養費並びに小児慢性特定疾患治療研究事業及び特定疾患治療研究事業による治療を受けた場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めた場合

2 前項の規定により子どもはぐくみ医療費の支給を受けようとする助成対象者は、子どもはぐくみ医療療養費請求書（様式第5号）に保険医療機関等が発行する領収書その他町長が必要と認める書類を添付して町長に提出するものとする。

(条例第5条第1項の規則で定める病院、診療所又は薬局)

第12条 条例第5条第1項の規則で定める病院、診療所又は薬局とは、次に掲げるものと

する。

- (1) 健保法第63条第3項第2項及び第3号に規定する病院若しくは診療所又は薬局
- (2) 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に認めたもの
(第三者の行為による被害の届出)

第13条 子どもはぐくみ医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、助成対象者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、直ちに、町長に届け出なければならない。

(子どもはぐくみ医療台帳)

第14条 町長は、子どもはぐくみ医療費の助成について子どもはぐくみ医療台帳（様式第6号(1)）と（様式第6号(2)）を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規則第7号）

この規則は、平成6年8月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第9号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年規則第5号）

1 この規則は、平成7年4月1日より施行する。

2 この規則の施行前に交付した乳児医療費受給者証については、この規則の施行後も尚、その効力を有する。

附 則（平成7年規則第11号）

この規則は、平成7年8月1日より施行する。

附 則（平成8年規則第11号）

この規則は、平成8年8月1日より施行する。

附 則（平成9年規則第8号）

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第12号）

この規則は、平成10年7月1日から適用する。

附 則（平成13年規則第9号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第16号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第27号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第22号）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、第11条の改正規定、第12条第3号の改正規定（同条を第9条とする部分を除く。）は、同年2月1日から、第14条の改正規定は、同年3月1日から施行する。

2 平成20年2月1日前に行われた乳幼児等医療に係る支払いの請求については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成21年規則第2号）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年4月1日前に行われた乳幼児等医療に係る支払いの請求については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成21年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第17号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第19号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条、第6条関係）

子どもはぐくみ医療費受給者証交付申請書

年 月 日

神山町長 殿

住 所

申請者

氏 名

㊟

個人番号

(電話

)

ふりがな		男女の別	男 ・ 女
子ども氏名		生年月日	年 月 日
個人番号			
加 入 保 険	被 保 険 者 名		
	記 号 番 号		
	保 険 者 名		
	所 在 地		
	附加給付の給付基準		
主として生計を維持する親権者（続柄）			
ふりがな		扶養親族数	
氏 名		生年月日	年 月 日
個人番号			
職 業			
勤 務 先	電話（ ）		
備 考			

注 被保険者証又は組合員証の写しを添付すること。

※ 子どもはぐくみ医療費受給期間中に担当職員が所得課税状況を税務関係当局に報告を求めることに同意します。

氏名 _____ ㊟

㊦

㊦ 子どもはぐくみ医療費受給者証	
公費負担者番号	
受給者番号	
受給者	住所
	ふりがな氏名
子ども	生年月日
	ふりがな氏名
有効期間	生年月日
から まで	
神山町長	

㊧

受給者のみなさんへ	
<p>1. この証は、徳島県内の保険医療機関等で保険の自己負担分(入院時食事療養費分を除く。)を支払わないで受診することができる証ですから大切に保持してください。</p> <p>2. 保険医療機関等で診療を受ける場合は被保険者証(又は組合員証)を添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。</p> <p>3. 入院時食事療養費の自己負担金(標準負担額)については、保険医療機関等で自己負担金を一度支払った後に町で払い戻します。</p> <p>4. 上記の入院時食事療養費の自己負担金を町へ請求するときは、子どもはぐくみ医療費請求書に保険医療機関等が発行する領収書を添えて、町の窓口へ提出してください。</p> <p>5. 有効期限を経過したりその他受給資格を失ったときは、この証は、使用できませんから、すみやかに町長に返して下さい。また、この証を破ったり、汚したり、又は紛失したときは再交付を受けてください。</p> <p>6. 氏名、居住地及び保険証の内容等に変更があったときは14日以内に町長にその旨を届け出てください。</p> <p>7. 更新の方法等について(町においで規定)</p>	
医療機関のかたへ	
<p>1. この証を持参している者は、子どもはぐくみ医療費助成事業の給付対象者で、医療保険の自己負担分を町より助成されます。</p> <p>2. この証を持参している者に医療保険の自己負担が発生した際には、入院時食事療養費の自己負担金(標準負担額)以外の自己負担分は、国保連合会等へ請求手続きを行ってください。</p> <p>3. 入院時食事療養費の自己負担金(標準負担額)については、後で町から払戻しますので、窓口では対象者より自己負担金を徴収し、領収書を交付してください。</p>	

㊦ 子どもはぐくみ医療療養費請求書

年 月 日

神山町長 殿

(請求者) 住 所

氏 名

㊦

個人番号

(電話

)

子どもはぐくみ医療の助成に関する条例施行規則の規定に基づき、子どもはぐくみ医療療養費として次のとおり請求します。

子どもはぐくみ医療療養費請求額		一金		円也	
受 療 区 分		入院・外来・食事・コルセット等			
受 療 年 月		年 月 分			
受 療 者	受給者証番号		加 入 保 険	被 保 険 者 名	
	氏 名			保 険 種 別	国 保 ・ 社 保
	個 人 番 号			記 号 番 号	
	生 年 月 日	年 月 日		保 険 者 名	

助成算定額

一部負担金額	円	-	附加給付額	円	=	助成決定額	円
	円		療養費支給額	円			円

助成決定者

㊦

上記請求による子どもはぐくみ医療療養費を下記の預金口座に振込を依頼します。

口座振込先	金融機関名	銀行	店	1.普通	口座番号													
	(フリガナ) 口座名義人	組合	所	2.当座														

- 注 1 医療機関等で発行された領収書を添付してください。
 2 治療用器具等について保険給付のある場合には「医療費支給証明書」を添付してください。

様式第6号(1) (第14条関係)

子どもはぐくみ医療台帳

受給者番号		第 号		子ども個人コード		
受給者	現	(ふりがな) 氏 名		男・女	
		生年月日	年 月 日			
者	旧	(ふりがな) 氏 名		男・女	
		生年月日	年 月 日			
子	ど	も	(ふりがな) 氏 名		男・女
			生年月日	年 月 日		
受給者証	交付年月日		有効期間	交付事由		
資格喪失	年月日		事 由		加 入 保 険	
(備考)			現 加 入 保 険			
			被保険者名			
			住 所			
			保 険 種 別 国 保 ・ 社 保			
			保 険 種 別 国 保 ・ 社 保			
			記 号 番 号			
			保 険 者 名			
			所 在 地			

子どもはぐくみ医療費助成額記録

年 度		年 度		氏 名								頁
受給者番号	第	号				診療年月	入	入	歯	調	療	
診療年月	院	院外	科	劑	養費	診療年月	院	院外	科	劑	養費	
						小 計						
											合 計	

様式第1号 (第5条、第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 削除

様式第4号 削除

様式第5号 (第11条関係)

様式第6号(1) (第14条関係)

様式第6号(2) (第14条関係)